第二条第二十号を次のように改める。

二十　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

第二条第二十二号を次のように改める。

二十二　国立研究開発法人科学技術振興機構

第二条第二十八号を次のように改める。

二十八　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

附　則

この命令は、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○内閣府令第三号
財務省令第
経済産業省

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第二条第一項第五号及び第六号、第二十条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一

株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令

内閣府
財務省令第一号
経済産業省

株式会社産業再生機構法施行規則（平成十五年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「日本政策投資銀行、国際協力銀行」を「株式会社国際協力銀行」に、「国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫及び」に改め、「及び商工組合中央金庫」を削り、同条中第二十八号を第二十九号とし、第二十二号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十一号中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条中第二十号を削り、第十九号を第二十一号とし、第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、同条第十六号中「独立行政法人科学技術振興機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十五号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同号を同条第十七号とし、同条中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同条第十二号中「独立行政法人緑資源機構」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第八号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　株式会社商工組合中央金庫
八　株式会社日本政策投資銀行

第二条に次の一号を加える。

三十　独立行政法人住宅金融支援機構

第三条第四号中「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）」に、「証券会社」を「金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第七号中「割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）」を「割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）」に、「及び同法第三十条第一項に規定する割賦購入あっせん業者」を「、同法第三十条第一項に規定する包括信用購入あっせん業者及び同法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あっせん業者」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同条第十三号中「焼酎（ちゅう）乙類」を「単式蒸留しょうちゅう」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号中「、同条第一号の二」を「及び同条第一号の二」に改め、「及び同条第一号の三に掲げる火災共済協同組合」を削り、同号を同条第十三号とし、同条第十五号中「第三条第八号」を「第三条第一項第八号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同条第十八号イ中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加え、同号を同条第十七号とし、同条中第十九号を第十八号とし、同条第二十号中「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、同号を同条第十九号とする。

第六条第三項中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第十一条第一項第五号中「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第二条第一項」を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第三条第二項に規定する動産譲渡登記又は同法第四条第二項」に、「又は同法第十条第一項」を「若しくは同法第十四条第一項」に改め、同条第二項第二号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連デリバティブ取引」に改め、同条第四項中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連デリバティブ取引」に、「証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引」を「金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（同項第四号に掲げる取引に限る。）」に改め、同条第六項中「金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に掲げる取引（同条第十一項に規定する海外金融先物市場におけるこれらと類似の取引を含む。）」を「金融商品取引法第二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）」に改める。

附　則

この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○内閣府
文部科学省令第一号
厚生労働省

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

（趣旨）

第一条　民間事業者等が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号。以下「認定こども園法施行規則」という。）に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、この命令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この命令において使用する用語は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、認定こども園法施行規則第二十六条の規定により準用する学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二十八条第一項の規定に基づく書面の保存とする。